

## 要保護及び準要保護並びに被災児童生徒就学援助事業について

南三陸町教育委員会

この事業は、経済的理由によって就学困難な児童生徒及び就学予定者の保護者に対して当該年度分の学用品日・給食費・修学旅行費等を支給する制度です。

下記に該当する場合は、各学校へ就学援助費受給申請書を提出してください。

**(※ 毎年度申請が必要です)**

### ●令和3年度 支給対象者認定要件

**【一般の要保護者・準要保護者】 ※該当要件の提出書類については必ず添付してください。**

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。
- (2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者。

該当要件	提出書類
ア 生活保護の停止又は廃止された者	生活保護の停止または廃止を証明する書類の写し
イ 町民税の非課税又は減免されている者	世帯員全員分の非課税証明書（令和3年分） ※6月15日以降に取得し提出ください。
ウ 個人事業税の減免されている者	減免決定通知書の写し
エ 固定資産税の減免されている者	減免決定通知書の写し（東日本大震災の津波による減免については対象外です）
オ 国民年金の掛金の減免されている者	国民年金免除申請承認通知書の写し
カ 国民健康保険料（税）の減免又は徴収の猶予されている者	国民健康保険税減免承認決定通知書の写し
キ 児童扶養手当の支給されている者	最新の児童扶養手当証書の写し
ク 世帯更生資金の貸与をしている者	貸付決定通知書の写し

- (3) 上記以外で特別な事情により経済的に就学困難である場合。

また、東日本大震災の影響により被災した児童生徒の保護者についても当該制度の対象となりますので、下記要件に該当する場合は就学援助費受給申請書を提出してください。

**【東日本大震災による被災者】 ※り災証明書に加え一般の該当要件に係る提出書類が必要です。**

該当要件	提出書類
① 所有または居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定されており（一部損壊を除く）経済的理由から就学が困難となった世帯で、 <b>一般の要保護者・準要保護者の認定要件(下記ア～ク)に相当する者。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書（写し）</li> <li>・<b>一般の要保護者・準要保護者の認定に必要な書類(上記ア～ク参照)</b></li> </ul>
② 主たる生計維持者が死亡、長期入院、事業廃止、離職等により著しい収入減があった世帯。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書（写し）</li> <li>・<b>著しい収入減の要因が今なお東日本大震災であることが合理的に判断できる資料等</b></li> </ul>
③ 原子力発電所の事故により避難してきた者で、警戒区域・計画的避難区域内に居住していた者または緊急時避難準備区域・屋内退避指示が出ていた区域に居住しており、市町村の判断により避難した者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所の事故による被災者であることを証明するり災証明書</li> </ul>

**※ 裏面もご確認ください。 ※**

## ●令和3年度 援助費の内容と年間支給額

費目	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学用品費（定額）	11,630円		22,730円	
新入学用品費（定額）	51,060円	—	60,000円	—
通学用品費（定額）	—	2,270円	—	2,270円
修学旅行費	—	21,890円 （上限）	—	60,910円 （上限）
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1,600円（上限）		2,310円（上限）	
校外活動費（宿泊を伴うもの）	3,690円（上限）		6,210円（上限）	
学校給食費	実費		実費	
医療費（学校保健安全法による疾病）※	自己負担額			
P T A会費	3,450円（上限）		4,260円（上限）	
生徒会費	—		5,550円（上限）	

※トラコーマや結膜炎等の疾病に限ります。

## ●申請手続き及び提出書類

就学援助費受給申請書を記入のうえ、非課税証明書等の必要書類を添付し、**令和3年6月25日(金)まで**に、通学する学校長あてに申請書を提出してください。

### 【注意事項】

- ・ 兄弟・姉妹がいる場合も それぞれ1部ずつ 申請書の提出をお願いします。
- ・ 申請書には必ず児童生徒本人及び保護者を含めた世帯員全員の記載と各種項目を正確に記載願います。
- ・ 申請書は重要書類となります。修正液（ペン、テープ等）、ゴム印（シャチハタ等）は使用しないでください。
- ・ 申請の内容によっては追加で書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

## ●支給予定日

支給は、年3回（8月、12月、3月頃）保護者が指定する口座に振り込む予定です。

※ 前年度、既に口座を指定している場合は、その口座に振り込みをします。小学1年生、今年度新たに認定された方、振込口座の変更を希望される方の口座確認については、認定後にご案内いたします。

※ 学校給食費については、原則として、指定月に保護者の方による支払いをお願いします。支給時に納付済の方には保護者指定口座に振り込みます。未納の場合には、学校が代理として納付します。

なお、口座引落としを利用されている場合には上記の指定された口座に振り込みます。

※ ご不明な点等につきましては、各学校又は教育委員会までお問い合わせ願います。

担当：南三陸町教育委員会事務局  
電話：0226-46-2604